

本人通知の規定に関する資料

●東松山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第13条

5 実施機関は、第2項第2号から第5号までの規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。

●小川町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条

4 実施機関は、第2項第4号又は第5号の規定により個人情報を目的外利用等したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。**ただし、本人に通知しない正当と認められる理由があるときは、この限りでない。**

●吉見町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条

3 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。**ただし、正当と認められる理由があるときは、この限りでない。**

●鳩山町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条

3 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。**ただし、本人に通知しないことが正当と認められる理由があるときは、この限りでない。**

●ときがわ町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条

4 実施機関は、第2項第4号又は第5号の規定により個人情報を目的外利用等したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。**ただし、本人に通知しない正当と認められる理由があるときは、この限りでない。**

●川越市個人情報保護条例

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 実施機関は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

●坂戸市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条

3 実施機関は、外部提供をする場合において必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

●嵐山町個人情報保護条例

(提供先に対する措置要求)

第8条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。